

【利用者資金の保全方法・無権限取引への対応方針に関する事項の情報提供について】

2021年5月1日の資金決済法改正にともない、「利用者資金の保全方法」「無権限取引への対応方針に関する事項」については、利用者に対し適切に情報提供することとなりました。

コープあいづ（以下、当生協）が発行する前払式発行手段、「コープあいづ商品券」におきましては、以下のとおり、告知内容をお知らせします。

●利用者資金の保全方法

資金決済法第14条第1項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者保護のため、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式発行手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

資金決済法第31条第1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条第1項に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の保全の方法

当生協の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

発行保証金保全契約 / 締結先；三井住友海上火災保険株式会社

●無権限取引に対する補償等の対応方針

「コープあいづ商品券」の盗難、紛失または滅失の場合には、当生協は責任を負いません。